

京都市伝統産業振興館条例を廃止する条例（平成22年3月26日京都市条例第
50号）（産業観光局商工部伝統産業課）

本市は、京都市伝統産業振興館を本市における伝統産業の振興及び発展に資する活動その他の活動並びに一般の鑑賞の用に供するための施設として設置してきましたが、新商品の開発及び販売経路の開拓を支援する事業など伝統産業の振興及び発展に資する本市の他の取組を充実させたことや、複数の民間事業者が振興館と同様の町家を活用し、類似の事業を行っていることから、京都市伝統産業振興館を廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市伝統産業振興館条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第50号

京都市伝統産業振興館条例を廃止する条例

京都市伝統産業振興館条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「、伝統産業振興館」を削る。

(産業観光局商工部伝統産業課)